

令和7年（わ）第1453号 殺人被告事件

令和8年1月29日 千葉地方裁判所刑事第2部宣告

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中100日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（犯行に至る経緯）

被告人は、令和元年5月以降、糖尿病性腎症を患う妻であるA（以下「被害者」という。）の週三回の人工透析の送迎をし、同年6月に認知症と診断された被害者の介護を行っていたところ、令和7年1月に自身が膵臓がんの疑いと診断され、さらに、同年2月に被害者が自宅で転倒したことを契機に身体が弱ってきたことなどから、自身が入院等をしたら被害者の面倒を見る者がいなくなると考えるなどして被害者との将来を悲観し、被害者を殺害して自身も死のうと決意した。

（罪となるべき事実）

当時91歳であった被告人は、令和7年3月3日午後8時37分頃から同月4日午前9時1分頃までの間に、千葉県長生郡（住所省略）被告人方において、被害者（当時91歳）に対し、殺意をもって、その頸部を電気コードで絞め、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した。

（量刑の理由）

被告人は、心中するために用意した練炭の煙でうめく被害者の声を聞き、「楽にさせてあげよう。」と考え、寝室内にあった延長コードを用いて、被害者の首を絞めたものであり、相当以前から練炭を準備し、被害者に睡眠薬を服用させて心中を図った末での犯行であることからすると、絞殺自体はとっさの行動であったものの、殺害は計画的で、その殺意は強固なものであったといえる。

被害者の認知症の程度は重いとまではいえなかった上、自身の長女や長男に相談するなど、他に取らうる手段があったにもかかわらず、一人で悩みを抱えこみ、身勝手にも被害者の殺害という方法を選択した被告人の意思決定は非難を免れない。

もっとも、前述のとおり、被告人は、自身も高齢でありながら、相当期間献身的な介護を続けており、そうした中で自身ががんの疑いと診断され、被害者の状態も悪化し、心中を決意するほど追い込まれたという事情は、相応に酌むことができるというべきであり、被告人の意思決定を強く非難することまではできない。

以上によれば、本件は、同種事案（単独犯、動機は心中又は介護疲れ、凶器等はひも・ロープ類、処断罪と同一又は同種の罪は1件、被害者の立場が配偶者（内縁を含む）、前科等はすべてなしというもの）の中では、中程度の部類に属するというべきある。

その上で、被告人が自己の罪を認めていること、被告人の体調、被告人の長女が出廷し、十分とはいえないものの、被告人の更生に協力する旨証言したことなどの事情も考慮すると、実刑を科すことについてはわずかながら躊躇を覚えることから、最長期間の執行猶予期間を設けて社会内で更生させるのが相当であると判断した。

（求刑 懲役5年）

令和8年1月29日

千葉地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 佐藤弘規

裁判官 一場修子

裁判官 和 仁 崇 博